名称　細島港東沖浮魚礁施設灯
位置
所在地　細島灯台（宮崎県日向市）の東方約三七キロメートル
北緯　三二―二五―二二
東経　一三二―〇四―四一
変更した事項
光達距離　実効光度一五〇カンデラ
記事　六・〇海里
　一　附属施設　レーダー反射器
　二　宮崎県管理
変更年月日　平成二十一年七月十九日

名称　平塚沖波浪観測塔灯
位置
所在地　大磯港西防波堤灯台（神奈川県中郡大磯町）の東方約二・四キロメートル
北緯　三五―一八―二〇
東経　一三九―二〇―四五
変更した事項
記事　国立大学法人東京大学管理
変更年月日　平成二十一年七月十五日

○海上保安庁告示第二百五十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　海上保安庁長官　鈴木　久泰
位置
所在地　北海道礼文郡礼文町（海驢島）
北緯　四五―二八―三七
東経　一四〇―五七―五二
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
記事　七・五海里
変更年月日　平成二十一年七月二十一日

○海上保安庁告示第二百五十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　金田ノ岬灯台
位置
所在地　北海道礼文郡礼文町（金田ノ岬）
北緯　四五―二七―三七
東経　一四一―〇二―〇一
変更した事項
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ
記事　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年七月二十二日

名称　由利島灯台
位置
所在地　愛媛県松山市（由利島）
北緯　三三―五〇―四四
東経　一三二―三一―五七
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
記事　五・〇海里
　高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで三二メートル
変更年月日　平成二十一年七月二十二日

○海上保安庁告示第二百五十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　浜中港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道礼文郡礼文町（浜中港西防波堤外端）
北緯　四五―二六―一八
東経　一四〇―五九―三八
変更した事項
光達距離　実効光度二五カンデラ
記事　三・五海里
　高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十一年七月二十三日

名称　飯浦港北防波堤灯台
位置
所在地　島根県益田市（飯浦港北防波堤外端）
北緯　三四―四〇―三五
東経　一三一―四二―〇七
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光二・〇
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
　高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十一年七月二十三日

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
宮城県黒川郡大衡村大衡字八幡前二八番一から同村大衡字八幡前一四番一まで	四二・〇〇～七九・〇〇メートル	四二・〇〇～七九・〇〇メートル
(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所	敷地の幅員	敷地の幅員
	延長	延長
	〇・一〇〇キロメートル	〇・一〇〇キロメートル

○東北地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	宮城県黒川郡大衡村大衡字八幡前二八番一から同村大衡字柧木一四五番三五まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月十六日

○中部地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十六日

中部地方整備局長　富田　英治

一　(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　二十三号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市南区東又兵ヱ町三丁目三二番一五から同市南区東又兵ヱ町一丁目三二番二まで	前	四七・〇〇～八一・〇〇メートル	〇・三六八キロメートル
	後	四七・〇〇～八一・一〇〇	〇・三六八
(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所			

二　(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　四十一号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市三原字マイバタ一二三番二から同市三原字マイバタ一二六番一〇まで	前	一四・五〇～二二・五〇メートル	〇・〇八六キロメートル
	後	一九・九〇～二二・五〇	〇・〇八六
(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所			